

令和7年度既存照明設備LED化更新工事助成金について

1 助成対象期間

令和7年4月1日以降に工事に着手し、令和8年2月末日までに工事、支払いが完了するもの。

2 受付期間

令和7年7月1日から令和8年3月6日（厳守）
ただし、予算に達した場合はそれまでとする。

3 助成対象

埼玉県内の事務所、営業所、休憩所、車庫（貨物自動車運送事業法上の許認可、届出施設。自社物件に限る。）の既存照明設備のLED化更新工事（機器購入費含む）

- ・更新工事を伴わない電球や蛍光灯交換、可搬式を除く。
- ・リース品でないこと。
- ・住宅と一体である場合は、LED化更新工事個所が事業用スペースであることが分かるように、工事後の写真等状況がわかる資料を添付。
- ・消費税は除く。

4 助成金額

助成対象経費の1／2（1,000 円未満切り捨て）

ただし、消費税を除く 10 万円以上の工事費、上限は 20 万円

5 その他

（1）本助成金事業開始から終了までの間に、各事業者 1 回に限り助成

（2）標準的運賃届出事業者が対象